



疑義照会・処方医への情報提供

DPP-4阻害剤による副作用（受診勧奨）



事例

【事例の詳細】

平素から来局している患者の家族に定期薬を交付する際、「内科で行った血液検査に異常値があり、医師から心当たりがあるか尋ねられたが特に思いつかなかった。検査結果を見て欲しい。」と相談があった。検査結果を見ると、好酸球が33.2%であり、基準値を大きく超えていた。薬剤師が家族に患者の症状を詳しく聴取したところ、背中のかゆみが強いと訴えていることが分かった。聴取した内容から、内科で処方されているトラゼンタ錠5mgによる類天疱瘡の可能性があると考えた薬剤師は、皮膚科への受診を勧め、医師にお薬手帳を見せてトラゼンタ錠5mgによる副作用の可能性があることを伝えるよう指示した。数日後、皮膚科医から薬局に連絡があり、DPP-4阻害剤による水疱性類天疱瘡と診断し、内科医にトラゼンタ錠5mgの服用を中止し他剤に変更してもらうよう紹介状を書いた、と報告があった。また、薬剤師が皮膚科への早期受診を勧め、お薬手帳を持参させたことは良い判断だったと伝えられた。その後、応需した内科の処方箋はトラゼンタ錠5mgが削除され、リベルサス錠3mgに変更されていた。

【推定される要因】

家族の話によると、内科医は好酸球の値を見てアレルギー反応を疑ったが、2年前から服用していたトラゼンタ錠5mgによる副作用とは考えなかったようである。

【薬局での取り組み】

今後も、検査結果や患者の症状を聴取し、薬剤による副作用発現の可能性を検討する。



その他の情報

トラゼンタ錠5mgの添付文書 2023年 4月改訂 (第2版) (一部抜粋)

11.副作用

11.1 重大な副作用

11.1.4 類天疱瘡 (頻度不明)

水疱、びらん等があらわれた場合には、皮膚科医と相談し、投与を中止するなど適切な処置を行うこと。



事例のポイント

- 本事例は、血液検査の結果を見た薬剤師が薬剤による副作用の発現を疑い、専門医への受診勧奨を行った事例である。
- ジペプチジルペプチダーゼ-4 (DPP-4) 阻害剤による類天疱瘡の発現が疑われる際は、速やかに皮膚科医の診察を受ける必要がある*。重大な副作用の初期症状を見逃さないよう、薬剤師がDPP-4阻害剤を服用している患者に対し、かゆみを伴う浮腫性紅斑、水疱、びらんの有無などについて定期的に確認することは有用である。
*独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 PMDAからの医薬品適正使用のお願い No.15 2023年7月
<https://www.pmda.go.jp/files/000263325.pdf>
- 本事例では、家族が患者の検査値について薬剤師に相談したことが皮膚科医への受診に繋がった。薬剤師が、患者の薬物療法に適切に関与するためには、薬剤師の職能について患者や家族から理解を得て、何でも相談してもらえるような信頼関係を築いておくことが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281 (直通) FAX：03-5217-0253 (直通)
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。